

Newsletter

November 2026

Asia Focus Newsletter 2026 年 11 月版

本ニューズレターに関する お問い合わせ先

勝山 正雄
パートナー
+81 3 6271 9517
masao.katsuyama@bakermckenzie.com

富本 聖仁
パートナー
+81 3 6271 9710
seiji.tomimoto@bakermckenzie.com

和田 卓也
パートナー
+81 3 6271 9716
takuya.wada@bakermckenzie.com

北村 裕幸
パートナー
+81 3 6271 9758
hiroyuki.kitamura@bakermckenzie.com

岡田 次弘
パートナー
+81 3 6271 9541
tsugihiro.okada@bakermckenzie.com

長谷川 匠
カウンセル
+81 3 6271 9540
takumi.hasegawa@bakermckenzie.com

山内 真実
アソシエイト
+81 3 6271 9471
mami.yamauchi@bakermckenzie.com

平尾 俊紀
アソシエイト
+81 3 6271 9461
toshiki.hirao@bakermckenzie.com

Asia Focus Newsletter は、ベーカーマッケンジーのアジア地域におけるネットワークを最大限に活かし、日本企業の関心が高いと思われるアジア地域での近時のリーガル・ニュースを毎月タイムリーにお届けします。

詳細については、各見出しをクリックし、英語版をご覧ください。

ベトナム：外国銀行支店の FTZ / NTZ 取引事務所（2026/10/7）
2026 年 9 月 30 日、ベトナム国家銀行は通達 52 号を公布し、外国銀行支店による自由貿易区又は特別経済区内の非関税区における取引事務所の開設を初めて認めた。同通達は 10 月 1 日に施行されており、各支店が開設できる事務所はベトナム国内 1 か所に限られる。開設には、3 兆ドン以上の資本金、前年度の黒字、不良債権比率 3%以下及び当局格付け A 又は B 等の要件を満たす必要がある。また、顧客は所在区域内の外国投資家及び一定の企業に限定され、承認後 12 か月以内に営業を開始する必要がある。

ベトナム：VIFC における銀行免許申請の受付開始（2026/10/7）
2025 年 12 月 18 日、ベトナム政府は政令第 329/2025/ND-CP を公布し、ベトナム国際金融センター（VIFC）における銀行免許制度を整備した。国内銀行及び外国銀行は VIFC に子会社を設立でき、外国銀行については支店を VIFC に設立することもできる。外国銀行には AA-相当以上の信用格付け、100 億又は 200 億米ドル以上の総資産等の要件が課される。免許審査は完全な申請書類の受領から 120 日以内に行われ、免許取得後 12 か月以内に営業を開始する必要がある。また、VIFC 銀行は主として外貨建て業務を行い、預金保険及びベトナム国家銀行による借換え等の支援の対象外である。

ベトナム：著作権局の名称を変更し、執行権限を拡大（2026/10/13）
2026 年 9 月 30 日、ベトナム文化・スポーツ・観光省は決定第 2558/QD-BVHTTDL 号を公布し、即日施行された。同決定により、著作権局は「文化産業・著作権局」に改称され、著作権侵害への執行権限が拡大された。同局は、著作権及び関連する権利を侵害するデジタルコンテンツについて、仲介サービス提供者に削除又はアクセス遮断を求めることが可能となった。また、著作権遵守状況の審査及び侵害処理を主導する役割も担い、権利者にとってオンライン上の侵害に対するより直接的な救済手段となることが期待される。

ベトナム：国家銀行法、マネーロンダリング対策及び暗号資産規制の改正
（2026/10/19）
2026 年 8 月 24 日、ベトナム国家銀行法、マネーロンダリング対策法及び信用機関法を改正する法律第 23 号が可決された。同法は、暗号資産サービスをマネーロンダリング対策の報告制度に組み込み、15 の不審取引に関する指標を新設し、顧客管理及び中央銀行の監督権限を強化した。また、商業銀行による社債の担保財産管理業務を認めた。同法は同年 12 月 1 日に施行される。

ベトナム：デジタル関連事業に対する規制執行・罰則の強化（2026/10/22）
2026 年 7 月 1 日施行の政令第 174 号により、オンラインゲーム、SNS、国をまたいだ情報の提供、電気通信、クラウド、データセンター及び放送・テレビ分野における既存の規制への違反時のペナルティが明確化・強化される。当該政令は基本的に新たな義務を導入するものではないが、規制への違反に対して高額な罰金、サービス停止、違法に得た収益の返還及び免許停止等が課され得るため、事業者には許認可、本人確認、コンテンツ管理、規制当局への報告及び技術基盤に関する遵守状況の再点検が求められる。

ベトナム：国内流通品に関する新たな原産地規則（2026/10/26）
ベトナム国内で生産及び流通する商品がベトナム原産であると認定されるための基準を定めた政令第 384 号が 2026 年 10 月 9 日付で公布され、2027 年 1 月 1 日に施行される。当該政令においては、非完全国内生産品がベトナム原産とされるためには、ベトナムでの加工により HS コード四桁分類の変更が生じたか、ベトナムで 30%以上の価値を付加する必要があり、単純な包装、表示及び組立等は原則としてベトナムでの原産性を判断する上で考慮されないといった基準が明示される。同国内で商品を販売する事業者は、新政令の基準に基づき表示内容の正確性が確保されているか確認する必要がある。

タイ：工業団地公社（IEAT）の枠組みにおける外国事業証明書（FBC）の適格性を事業開発局（DBD）が制限（2026/10/14）
タイ商務省事業開発局（DBD）は、タイ工業団地公社（IEAT）の枠組みに基づく外国事業証明書（FBC）の対象範囲を限定する方針を明らかにした。従来対象とされていた外国資本過半数企業による受託製造、修理及び保守等のサービスは対象外となり、原則として外国事業許可（FBL）が必要となる。今後 FBC の対象は、外国人事業法上制限される一定の製造業及び輸出関連事業等に限定される。一方、方針変更前に取得済みの FBC には影響しないとみられる。

シンガポール：MAS が人工知能リスク管理ガイドラインを公表（2026/10/20）
2026 年 10 月 7 日、シンガポール金融管理局は、金融機関による生成 AI 及び AI エージェントを含む AI の利用について、経営陣による監督、リスク管理体制、AI の開発・導入・運用・廃止に至る一連の過程における管理及び人材・能力に関するガイドラインを公表した。当該ガイドラインは 2027 年 10 月 7 日から段階的に適用される。

シンガポール：PDPC が従業員による会社の承認なき AI ツール使用に関するガイダンスを公表（2026/10/29）
2026 年 9 月 30 日、シンガポール個人情報保護委員会（PDPC）は、ソフトウェア又はスクリプト開発の分野において、従業員が会社の承認を得ずに生成 AI を利用するいわゆる Shadow AI に関する実務上の留意点を示すガイダンスを公表した。当該ガイダンスでは、従業員による未承認 AI ツール（Shadow AI）の利用も含め、企業には PDPA 上の個人データ保護義務があることが明確化されるとともに、AI ツールの管理、セキュリティ評価、アクセス管理、専門人材による情報管理に関する検証並びに継続的な監視及び厳格なテストが推奨されている。

編集後記

今月号担当の富本、和田、山内、平尾です。

今月号では、ベトナム、タイ、シンガポールから計 9 件の記事を取り上げました。全体を通じて、金融・デジタル分野における規制枠組みの整備と、既存制度の執行強化が並行して進められていることが読み取れます。また、ベトナムにおける国外金融機関の参入機会の拡大や、シンガポールにおける AI 利用の管理強化にみられるように、新たな事業機会を認めつつ、より厳格なガバナンスを求める動きも共通したテーマとなっています。

企業としては、新制度の活用可能性を検討するとともに、許認可、顧客管理、コンテンツ管理、AI の利用及び商品表示等に関する社内体制を点検し、施行時期を踏まえて必要な対応を進めることが求められます。


富本


和田


山内


平尾

書籍のご案内

「海外 M&A の実務ーオーストラリア」

日本企業によるオーストラリアへの投資や M&A が引き続き活発化する中、現地特有の法制度や実務慣行への理解はますます重要になっています。

本書では、オーストラリアの M&A 市場の特徴や可能性を概説したうえで、非上場会社／上場会社別の M&A プロセス、従業員の雇用、税務、法規制を解説するとともに、実務上の留意点をお伝えしています。

オーストラリアでの買収や投資を検討されている企業の皆様はもちろん、既に現地事業を展開されている方々にもご活用いただける実践的な一冊です。

本書の概要及び購入方法については**こちら**をご参照ください。

著者	辻本哲郎／バイロン・フロスト
発行年月	2025 年 2 月 26 日
出版社	中央経済社
ページ数	A5 判・84 頁
定価	1,980 円（税込）

